

(別紙)「第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第1期千葉市障害児福祉計画(案)」に関するパブリックコメント手続で提出された意見の概要と市の考え方

※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいておりますが、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約して掲載させていただいております。

※ページ数はパブリックコメント実施時のものです。

| No. | 項目 | ページ | 意見の概要 | 市の考え | 修正 |
|-----|------------|-----|---|---|----|
| 1 | 第4部 第2章 | 85 | 放課後等デイサービスを実施する事業所で、土曜日、祝日に支援をしてもらえるところが少なく困っている。 | ご意見を踏まえ、利用者のニーズに応じた事業展開ができるよう、事業者説明会などを通じて事業者を促していきます。 | — |
| 2 | 第4部 第2章 | 85 | 幕張西地区に放課後等デイサービスを実施する事業所がない。 送迎をしてもらえる事業所は同じ美浜区内でも存在はするが、大型商業施設ができて以前と大きく交通事情が変わってしまったこの地域については、イベント等で渋滞が発生することにより、送迎に予想外の時間がかかってしまう。 障害児にとっては大きな負担。この地域に、この地域の児童が利用できる事業所が必要です。 | 地域により事業所数の差があることは認識しており、ご意見も踏まえ、事業者説明会などを通じて事業者の参入を促していきます。 | — |
| 3 | — | — | 療育手帳の更新が頻繁過ぎる。 先天的な疾患による知的障害(治療不可)で、医師からは年齢が上がるにつれて同じ年齢の健常な方とは差が出ると言われているのに療育手帳に期限があり、頻繁に更新手続きが必要。 そのたびに、病院でわかりきっている診断をとらされ、知能テストで嫌な思いをして、仕事や学校を休んで障害児を連れて更新手続きに行くのが苦痛。 療育で改善する病気の児童なら現状の有期更新の制度が必要かと思うが、そうではない場合は「健常の方が出来ることが出来ないって、わかっています。何度もやらせないで!」「治したくても治らないんだよ!」と思っています。 | 療育手帳制度については、国に対し、知的障害者の定義、判定方法及び判定基準などについて統一した法定化を求めているところであり、いただいたご意見も課題として認識しております。 | — |